

国立ハンセン病資料館企画展

2009年
7月25日(土)

～
12月20日(日)

隔離の百年

—公立癩療養所の誕生—



北部保養院全圖



第四区療養所



第一区全生病院



第三区外島保養院



第五区九州療養所

開館時間

午前9時半～午後4時半
(入館は午後4時まで)

休館日

月曜日、祝日の次の日

会場

**国立ハンセン病資料館
2階 企画展示室**

観覧料

無料

ハンセン病の隔離政策として療養所が設置されてから、今年はちょうど100年目にあたります。

1907年に「法律第十一号（癪予防ニ関スル件）」が制定され、1909年には全国5カ所に公立療養所が設置されました。当時「癪」とよばれたハンセン病の患者の中で、住む家を失い、放浪しながら生きるしかなかった人々がこの療養所に収容されていきました。やがてそこは「癪は不治」という考え方によって、全ての患者を収容する場所となっていきます。

人々はハンセン病の患者を嫌って、できるだけ自分たちから遠ざけようとしていました。それゆえに、自分たちから離れた場所に療養所をつくることには無関心であった一方、設置予定地となった場所ではそれに反対や打算的な動きなどの反応が起こりました。

「伝染の予防」を名目に、そして人々の「遠ざけておきたい」という気持ちを背景に、療養所は人々が集い住む場所を避けてつくられることになったのです。

「癪」という診断に絶望し、それまでに結ばれた縛をすべて断たれた患者にとって、療養所は療養というよりは収容を目的とした場所でした。そしてそこには長くつらい人生が待っていました。

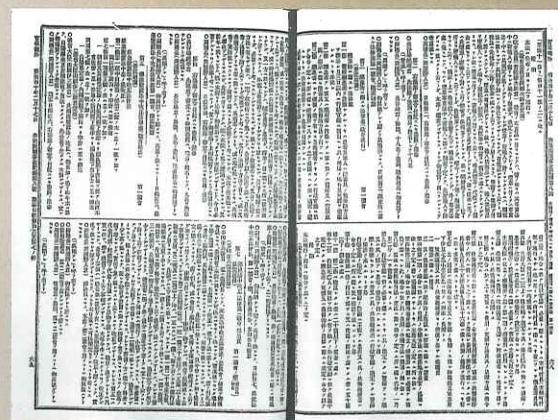
今まで私たちは、収容された患者・回復者の皆さんが味わってきた苦しみや、粘り強く続けてきた生きるための努力の成果にばかり目を向けてきました。そのためハンセン病の歴史は、まるで療養所の中にしかなかったかのような印象を持ってしまいがちです。しかし療養所をつくった当時、患者の苦しみに無関心であったり、療養所の設置を拒んだりした、私たちへつながる世間は、その後も療養所の外にあり続けたのです。

100年経った今、そうした無関心や、患者を近づけたくないという気持ち—ハンセン病をはじめ、ある種の病や障害を理由に共存を拒む気持ちは、私たちの中から本当に消えたのでしょうか。

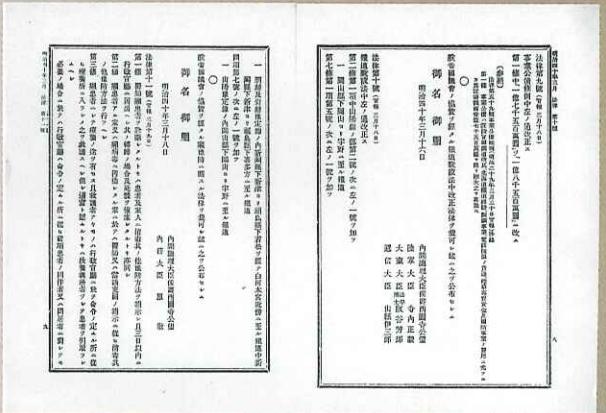
本企画展では公立癪療養所設置100年という節目に、ハンセン病とその回復者への関わり方を改めて振り返る場として、療養所設立の経緯や当時の設置地域の状況などを紹介いたします。

この展示が、ハンセン病の苦難の歴史はもちろん、私たち自身の心のうちをみつめる機会になればと願っております。

国立ハンセン病資料館



第二十三回帝国議会衆議院議事録



明治四十年法律第十一号「癪予防ニ関スル件」



東奥日報 1907(明治40)年6月16日

交通案内

●西武池袋線清瀬駅南口から、久米川駅行きまたは所沢駅東口行きバスで約10分

●西武新宿線久米川駅南口から、清瀬駅南口行きバスで約20分
※いずれもバス停留所「ハンセン病資料館」で下車すぐ

●JR新秋津駅から徒歩約20分



国立ハンセン病資料館
National Hansen's Disease Museum

Tel 189-0002
東京都東村山市青葉町4-1-13
Tel 042-396-2909
Fax 042-396-2981
<http://www.hansen-dis.jp>